

関西|労|災|職|業|病

関西労働者安全センター

2011. 8.10発行〈通巻第415号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602

TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278

郵便振替口座 00960-7-315742

近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284

E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp

ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



- ゆったり働くためのシンポジウム開催
いじめ メンタルヘルス労働者支援センター…………… 2
- 過重労働によるウィルス性脳炎
平井訴訟控訴審法廷…………… 4
- アスベスト報道ダイジェスト 2011年7月…………… 6
- 韓国からのニュース …………… 7
- 前線から ……………13
不十分な石綿ばく露歴調査で不支給 北大阪／はつりじん肺損害賠償
訴訟 第9回弁論報告 大阪／いそがれる被災地の粉じん対策 マス
ク支援プロジェクト 仙台／続く外国人技能実習生問題 近畿 中国

7月の新聞記事から／19

表紙／大阪での脱原発サウンドデモ(2011年7月31日)

ゆったり働くためのシンポジウム開催 キャンペーン展開も計画

いじめ メンタルヘルス労働者支援センター

職場のいじめやメンタルヘルス問題に特化して当事者や支援者をサポートするために設立された、「いじめ メンタルヘルス労働者支援センター（IMC）」（<http://ijimemental.web.fc2.com/>）が、7月16日、大阪でシンポジウムを開催した。

全国労働安全衛生センター連絡会議との共催で、「職場のストレスはイヤ！ーゆったり働くためのシンポジウム」と題して、弁護士や労働組合、当事者などの立場から過重労働や職場のパワハラ・いじめを無くして「ゆったり」働くための提案などを行なった。



松丸正弁護士

「ゆったり働く」というテーマは、単なる時短ではなく、労働密度や労働環境においても快適で楽しく、いわば人間らしい働き方を目指すという意味である。

ILOが掲げる目標としての「ディーセントワーク」であると言ってもいいかもしれない。

シンポジウムではまず問題提起として、過労死弁護団全国連絡会議の松丸正弁護士より、これまで取り組まれた事例から、企業内の給料体系や時間外労働に関する36協定の内容が過重労働を容認・促進させる内容となっている実態を紹介された。給料体系そのものが、80時間の時間外労働を前提として組まれていたり、36協定が特例で過労死ラインの月100時間の時間外労働を容認しているということだった。つまりそのような協定を結ぶ企業内組合、またそれを受理している労働行政にも相当な問題がある。それが、特定の企業ではなく、外食産業ではほとんどの企業で共通してるのが現状であり、解決には法的規制を厳しくしていく必要がある。

また、全国過労死を考える家族の会の寺西笑子さんからは、夫を過労自殺で亡くした体験を通して、過労死をなくすために、過労死を出した企業名の公表を求める訴訟や、



パネルディスカッションの様子

過労死防止基本法の制定を目指して活動していることの紹介があった。

I MC代表の千葉茂氏をコーディネーターとしてパネルディスカッションも行なわれた。

パネリストは、よこはまシティユニオンの川本浩之氏、職場のモラハラをなくす会の長尾香織氏、弁護士の生越照幸氏の3人。

川本氏は組合の立場から、取り組み中の事例を紹介し、このような小さな組合でもできるのだから、大労組が取りくめばもっと多くの人が救えるはず、と発言した。

長尾さんは、かつて勤務先を相手に集団訴訟をした経験を話され、もっと法律研究者が取り組んだり、国際的な視点を取り入れたりしていろんな面での関心を高めて、意識を変えていかなければならないと話した。

過労死問題に取り組む生越弁護士は、ヨーロッパのような職場のストレス評価の認証制度を導入することや個人の自衛のためタイムカードのない職場では自分で労働時間を記録しておく方法などを紹介した。

会場からもさまざまな質問が出て、議論

の時間は足りないほどだった。

発言いただいた団体とは、今後も共通するテーマで連帯し、可能であれば共通の取り組みもを行ないたい。

シンポジウム開催に当たっては、全国安全センターのメンタルヘルス・ハラスメント対策局としてひょうご労働安全衛生センター、なにわユニオン、当センターが実行委員を担った。

また、このシンポジウムを皮切りに、「ゆったり働こうキャンペーン」として、今後も取り組みを進めていく予定である。今後の取り組みについては、キャンペーンブログ (<http://d.hatena.ne.jp/yokito5656/>) で紹介する。キャッチコピーやイラストなどの募集も行なっているので、気軽に参加してほしい。

また、I MC代表の千葉茂氏が、「メンタルヘルスの労働相談」(緑風出版 <http://www.ryokufu.com/isbn978-4-8461-1112-0n.html>) を出版した。これは、いじめ・メンタルヘルス相談に応じる支援者向けマニュアルである。相談者に寄り添い、相談を受け

る側の心構えから、会社との交渉、労災申請、職場復帰と具体的に分かりやすく解説している。お申込はI MCへ(電話：03-6380-4453) どうぞ。



過重労働によるウイルス性脳炎

平井訴訟控訴審法廷

明らかな過重負荷の影響

過重労働によるウイルス性脳炎の業務上外が争点となる平井訴訟の控訴審が、大阪高裁で進んでいる。

月のうち半分は出張、しかも1日のうちに何百キロも離れた箇所の得意先をまわり、1か月の時間外労働時間は110時間だった。職務は超精密機械の洗浄装置の設計だったが、実際には得意先との打ち合わせ、技術的な問い合わせへの対応、それに装置の不具合に対するクレームへの対応。

高熱が続きながらも出勤し、仕事に追われていた平成14年12月8日朝、自宅でけいれん発作を起こし、病院に救急搬送され、ウイルス性脳炎(単純ヘルペス脳炎疑い)と診断され入院、その後は脳炎後症候性てんかんによるけいれん発作が持続し、手術を受けるなど入院生活が続き、平成20年3月に心臓疾患により死亡。

ウイルス性脳炎の発症が、過重労働に起因するものが争点となっている、故平井郁典さんの発症をめぐる経過である。

平井さんは平成17年6月に発症は過重な業務によるものであるとして大阪中央労働基準監督署に労災保険の休業補償給付を請求した。しかし労基署の処分は不支給、その後審査請求、再審査請求についても棄却と

いう経過をたどり、平成20年、大阪地裁に行政訴訟を提起する(本誌2008年7月号参照)。原処分を行った労基署の担当者が処分理由を説明する際に、「脳・心臓疾患であれば、十分に業務上と判断することになる業務過重性なんです。」と言ったほど、仕事の負担の大きさは明らかだった。しかし、病気は感染症が由来とされる脳炎であったがゆえに不支給処分とされたのだった。

今年3月23日に言い渡された大阪地裁判決は、当初の病名であった「単純ヘルペス脳炎」については否定し、原因ウイルスを特定できないウイルス性脳炎と判断、しかしその発生機序は明らかでなく、業務の過重負荷と発症の関係についても不明であるとし、棄却との結論に導いた。

地裁での医学証人調べでは、労働基準監督署段階で、「単純ヘルペス脳炎」とされた当時の病名の業務起因性について、労災医員の立場から「因果関係は否定できない。」と結論していた澤田医師が証言。ウイルス性脳炎であっても、体(宿主)と病原体の力関係が、不顕性感染の状態から生命を危機に陥れる重篤な状態までの差という重症度の程度に影響するとし、脳・心臓疾患の認定基準にある、睡眠時間に着目した時間外労

働による判断基準の考え方は、この場合にも該当するとした。

国が新たに証人申請した、塩見医師はインフルエンザ脳炎の可能性が高いとし、いずれにしてもウイルス性脳炎は機序が不明であり、ストレス等の影響については不明であるとした。

高裁での論点は、ストレスが重症化に影

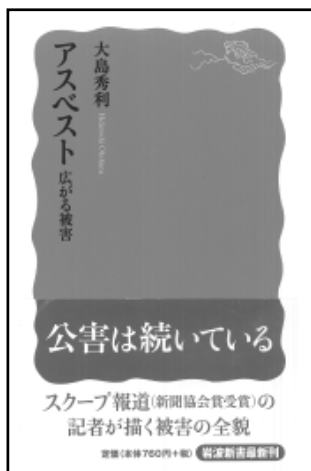
響するという、言わば常識的な見解について、どのような医学的な説明がされるべきかという点に尽きるといってよく、今後の法廷での論争が注目される。誰が見ても明らかな過重労働があるのに、たまたま罹った病気が法令に書いていなかったから労災保険が払われないという理不尽さをなんとかしても打ち破らねばならない。



明日への伝言 アスベストショックからノンアスベスト社会へ

未曾有のアスベスト公害「クボタショック」の被害者が「助けてほしい、命と、心と、家族を…」と訴え、「緩慢なる惨劇」に立ち向かう医師・支援団体の取り組みの記録、会報に綴った患者と家族の生きる証の手記。

編著 中皮腫・アスベスト疾患 患者と家族の会 尼崎支部
尼崎労働者安全衛生センター
発行 アットワークス／2011年6月発行
(<http://www.atworx.co.jp/works/pub/73.html>)
体裁 A5判・320頁・ソフトカバー
定価 1,890円(本体1,800円+税)



アスベスト 広がる被害

大島秀利 著

高い断熱性や耐久性から、かつては“奇跡の鉱物”といわれたアスベスト。しかし今、その微細な繊維を吸い込んだことによる健康被害が広がっている。建築物など身近に潜む危険から、被害者の声、取るべき対策まで、アスベスト報道で新聞協会賞を受賞した記者が、取材の経緯も交えながら、その全貌を明らかにする。

■岩波書店 岩波新書
■定価 798円(本体760円+税5%)
■2011年7月20日

アスベスト報道ダイジェスト 2011年7月

7/8 アスベストを扱う建設現場で型枠大工として10年以上働き、08年3月に肺がんで死亡した男性の妻が、神戸西労働基準監督署の労災不支給処分を取り消しを求め、神戸地裁に提訴した。ほぼ同時期に同じ現場で働き、07年10月に肺がんで死亡した男性の兄は労災認定されている。不支給は「肺に残った石綿繊維の数が少ない」などの理由で、石綿繊維数に関する厚生労働省の認定基準の是非を問う初の訴訟という。男性と兄の遺族が08年3月に労災を申請。神戸西労基署は09年8月、男性の肺に残っていた石綿繊維が認定基準（500万本）を下回る137万本だったとして、業務上の疾病と認めなかった。475万本だった兄については認定した。

7/13 建設現場でアスベストを吸い込み、肺がんなどの健康被害を受けたとして、大阪や兵庫の建設労働者と遺族の計17人が、国と建材メーカー44社に計3億8500万円の損害賠償を求める訴訟を大阪地裁に起こした。同様の国賠訴訟は東京、横浜、札幌、京都各地裁に続いて5件目。原告は62～80歳の男性4人と、肺がんや中皮腫などで死亡した男性6人の遺族の計17人。石綿肺を苦に自殺した元内装工の男性の妻も遺族として提訴に参加。自殺者の遺族が提訴するのは異例。被害者はいずれも大工や内装工などとして石綿建材を使った作業に従事しており、1人当たり3850万円を請求した。

7/23 アスベストによる健康被害を掘り起こそうと、患者団体「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」奈良支部などが24日、王寺町の町地域交流センターで無料相談会を開く。同支部のメンバーら3人が相談に応じ、無料で検診が受けられ

る県の「健康リスク調査」への参加などを促す。午後1時からは交流会があり、被害者や遺族らが意見交換をする。

7/25 四国電力西条火力発電所などで働いてアスベストを吸い、石綿肺などを発症したのは四電が対策を怠ったためとし、元従業員ら3人が四電を相手取って計9350万円の損害賠償を求めた高松地裁の訴訟で、四電側が解決金計6900万円を支払うことで和解が成立した。和解は20日付。和解条項で四電側は「肉体的・精神的苦痛を受けたことを厳粛に受け止め、深く遺憾の意を表する」と言及。「同様の被害が発生することがないよう安全対策を講じるよう努力する」としている。原告側は「勝利的和解」と評価している。元従業員3人は1946～93年に同発電所などに勤め、ボイラーやタービンの点検・補修作業に従事した。退職後に石綿肺や悪性中皮腫を発症。労災認定を受けた。裁判は元従業員2人が08年に提訴。09年には別の元従業員1人の遺族が裁判に加わった。

石綿健康被害救済法で定めた特別遺族給付金制度が終了する来年3月を前に、厚生労働省は全国の法務局に保管されている死亡診断書を閲覧し、対象者を掘り起こす方針を固めた。救済漏れを最小限にするため。東日本大震災の被災3県を除く95～05年の死者約1000万人について、中皮腫が死因と疑われるケースの調査を年内を目標に終え、遺族へ郵送で通知する予定だ。ただ、患者団体などは「5疾病ある救済対象のうち中皮腫だけでは不十分」などとし、制度延長を求めている。法施行後に迎えた時効の救済は今年3月で終了。法施行前に時効になった事例も来年3月27日が請求期限で、今回の調査で対象を掘り起こす。

アスベスト禍は
なぜ広がったのか

日本の石綿産業の
歴史と国の関与

中皮腫・じん肺・アスベストセンター編

隠された情報、今明らかに。
あらためて問われる
業界、国、行政の責任

アスベスト禍は なぜ広がったのか

日本の石綿産業の歴史と国の関与

中皮腫・じん肺・アスベストセンター編

日本評論社 A5判 248ページ
定価 2520円

韓国からのニュース

■労働階級を愛する医師・イム・サンヒョク ／20年めの労災との闘い

無力で『バック』のない労働者の友人・弁護士が故チョ・ヨンレ弁護士だとすれば、イム・サンヒョク労働環境健康研究所長(緑色病院医師)は、労働者の友人・医師といえることができる。

チョ・ヨンレ弁護士が『チョン・テイル評伝』で青年チョン・テイルの人生と思想を後の人々に伝え、チョン・テイルを政治的に生かしたとすれば、イム・サンヒョク所長は産業災害にかかった数多くの名のないチョン・テイルの肉体と心を、20年間生かしている。

それだけではない。イム・サンヒョク所長は産業災害の認定に極めて保守的な『勤労福祉公団』を相手に、労災を認めさせるようにするかと思えば、労働者と一緒に企業と交渉して、災害を誘発する労働環境を改善させた。

特に彼は漢陽大医科大学の出身の『専門医』という立派なスペックを捨てて、『あまり金にならない』労災被災労働者のそばで、親切に診療活動を行っている。20年間、多くの被災労働者を診療して、忘れることのできない出会いも多い。有機溶剤中毒で倒れた韓国タイヤの労働者イ・チャンボク氏との出会いを見れば、彼がどんな人物なのかを知ることができる。

労災の立証に中国まで走る

1999年、韓国タイヤの中国工場で働いていた労働者イ・チャンボク氏は、脳卒中の症状を表して突然倒れた。イ・チャンボク氏は27年間韓国タイヤだけで働いてきた。

見慣れない異国の土地で突然倒れた労働者が、安心してかかれる病院や医院はほと



んどない状況だった。気の毒な事情を聞いたイム・サンヒョク医師はその翌日、自費で中国まで飛んで行った。当時、産業医学専門医の資格を取得して緑色病院に赴任し、まだ数ヶ月も経たない時であった。

イ氏を診療した後『産業災害』の診断を出した彼は、労災の申込書を勤労福祉公団に提出した。しかし、公団側は「関係がない」という理由で、これを返戻した。

当該の労働者と家族にとって、労災が認定されるかされないかの差は実に莫大だった。

労災として処理されない場合、キム氏は病院の費用と退職以後の賃金を1ウォンも受け取れず、すべてを自分で負担しなければならない。一方、産業災害と認定されれば、病院の治療費はもちろん、満60歳まで毎月、受け取っていた給与の70%を受け取ることができる。この両者の違いは現実には『子女の教育』などに非常に大きな差が出る状況だった。

心証としては労災だが科学的な根拠が脆弱だと思ったイム・サンヒョク氏は、当時韓国タイヤの中国工場で数ヶ月間の膨大な

『疫学調査』を行い、イ氏が病んでいる病気が『有機溶剤中毒』であることを立証した。

イム所長は『疫学調査』を土台に作成した長文の報告書を、当時の産業安全管理公団（現・勤労福祉公団）職業病研究所に提出した。この報告書は職業病研究官らを動かし、韓国で最初の、海外での職業病の現地調査が行われた。

研究官らもイム・サンヒョク氏の報告書を土台に調査した結果、「有機溶剤中毒が正しい」という結論を出した。海外で発生した初めての職業病認定事例であった。

忘れることのできない『源進レーヨン』闘争

イム・サンヒョク所長は幼い時から『チョン・テイル』や『シュヴァイツァー』を夢見た訳ではない。彼は単に数学が得意だから理系に行き、機械を扱うのが苦手だから漢陽大医大に進学した。

84年に漢陽大医大に入学した後、彼は当時産業保健活動に活発に参加していた『労働と健康研究会』に参加して、社会的な活動を行った。当時是在野の活動が活発な時代であった。そのうち『源進レーヨン二硫化炭素中毒者』被害事件が彼に大きな影響を与えた。

「86年は社会的に職業病問題の深刻さが社会問題になった時期です。水銀中毒で不眠症と嘔吐症状を見せて亡くなった当時15才のムン・ソンミョン君の事件も大きかったです。また『中風工場』と呼ばれる源進レーヨン事件まで、産業災害の問題が私たちの社会の最も重要な社会問題に浮上しました。87年当時、私は本科の2年でしたが、源進レーヨンで仕事をした二硫化炭素中毒の方々に初めて会いました。とても残酷でした。脳神経が麻痺して、徐々に『表情がゆがむ』症状を示していました。ヘラヘラ笑っている様子が恐ろしかったです」。

労働界と大学生は街頭で、『源進レーヨ

ン』事件を知らせるための激しい闘いを展開した。

「私たちの闘いで、源進レーヨン事件はまもなく全国的な社会的議題になりました。世論は身方でした。私たちは当時、88オリンピックの聖火リレー阻止計画まで立てました。熱い熱気が結局政府を動かしました。91年に労働者側、政府側、会社側の代表は源進レーヨン問題に関して1次合意をしました」。

この合意を土台に源進の労働者は会社から補償金を受け取った。源進の労働者と市民社会団体は、この補償金を集めて九里源進緑色病院と緑色病院、労働環境健康研究所を作った。

民衆医院から緑色病院まで

イム所長は89年に漢陽大医大を卒業した後、漢陽大病院で研修の課程を経た。ある程度の臨床経験を持った彼は、94年2月から我が国最初の民衆医院と評価される九老医院で本格的な診療活動を始めた。

「月給60万ウォンを貰いながら、一所懸命に仕事をしました。当時、平日は九老・加里峰地域で仕事をし、週末には安養、城南を訪ねて労働者診療活動を行いました。そのような中で結婚もしました」。

彼はもう少し専門的な勉強が必要だと考えて、2年間の産業医学専門の課程を終えた。翌99年から緑色病院で産業災害専門医師として在職している。

彼は単純な患者の治療だけには留まらない。労働者の労災療養申請がキチンとできるように助けるのはもちろん、筋骨格系疾患問題など、労働者の健康権を脅かす疾患を根本からなくすための様々な活動を行っている。

代表的な事例が、2001年の蔚山・現代精工の筋骨格系疾患労働者71人に対する集団労災療養申請のケースである。それ迄『腰が痛

い、『肩が凝る』など個人レベルの問題として扱われた筋骨格系疾患を、『職業病』の次元で認められるようにしたのである。以後、単位労組のレベルで筋骨格系の職業病を問題にし、集团的に労災を認められた事業場は大宇造船など約20ヶ所に増えた。

この経過の中で彼は現場を訪問し、労働者の症状と作業環境を把握して職業病の可否を判断する『医師』の仕事から、労災と認めようとしない会社に対抗するために資料を集め、経営陣と会って問い詰める『労組委員長』の仕事まで、すべてを担当した。

彼は最近でも労働者が怪我した現場にいつでも登場する。ピザ・ハットのアルバイト配達員問題、双龍自動車のうつ病問題などが彼の専門分野である。時には政策的な対案を準備し、専門家労働者ネットワークを構成して努力している。

インタビューの間もイム所長を訪ねる電話がひっきりなしに鳴った。

休む間もなく仕事をしながら緊張した生活を送るイム所長だが、眼は澄んでいて人には親切だった。20代の青年の情熱と40代後半の円熟味が感じられた。労働者のための一本道を黙々と歩いているためだろう。
2011年6月22日 民衆の声 ミム・マン
ジュン記者

■昨年の労災損失額で88万人の新規雇用が可能／労働部・産業安全公団、今日から『産業安全保健強調週間』開催

昨年の雇用労働部の産業災害統計によると、災害に遭った労働者は全部で9万8645人で、この内2200人が亡くなった。一日平均6人の労働者が労災で命を失い、270名が負傷している。

経済的損失も莫大だ。昨年の労災による経済的損失額は17兆6000億ウォンで、ソウル市の予算の82%に相当する。年俸2000万

ウォンの労働者88万人を新規に雇用できる費用が、労災で消えている。このように労災は労働者と家族の幸福はもちろん、企業の生産性を落として国の競争力を弱める。従って、安全保健の問題は個人と会社のレベルを越えて、国が解決しなければならない社会的課題として浮かび上がっている。

労災による労働損失日数、労使紛争の110倍

昨年の産業災害による労働損失日数は5600日で、労使紛争による労働損失日数(51日)の110倍に達する。労災の実態は交通事故よりもさらに深刻だ。昨年の産業災害による死亡者は2200人で、交通事故の死者数が5505人。単純に比較すれば交通事故の方が多い。しかし、1万人当たりの死亡者比率を表す事故性死亡万人率は、産業災害が1.3倍高い。産業災害による経済損失額も、交通事故に比べて1.4倍も高い。アメリカ・日本・イギリスなどの先進国と死亡万人率を比較すると、最高14倍にまで跳ね上がる。

産業災害の特徴を見ると、△基本的な安全規則さえ守れば予防できる在来型の災害が反復的に発生し、△小規模事業場での災害が大部分であり、△国民生活と密接なサービス産業での労災が急激に増加している、という点が目につく。

労災発生の形態を見ると、狭窄(巻かれる・挟まる)・転倒(倒れる)・墜落(落ちる)など、在来型災害が全災害の50%近く占めており、なかなか減らない。また主に50人未満の小規模事業場で発生している。50人未満の事業場は我が国の全事業場の97%にもなり、被災者数は昨年基準で81%を占めた。

在来型・サービス災害が急増

特にサービス産業で労災が急増している。この10年間の被災者統計を見ると、全産業の被災者は5万5404人(1999年)から9万8645人(2010)に78%増加した。同じ期間にサービス産業の被災者は、9442人(1999年)

から3万3170人(2010年)に、何と251%も急増した。

業種別災害現況分析でも、サービス産業で製造業の次に多くの被災者が発生した。昨年の業種別災害現況によると、製造業が34.5%、サービス産業が33.6%、建設業が22.8%の順になった。卸小売と消費者用品修理業、食べ物と宿泊業など、6業種の災害が全災害の79%を占めた。かつては製造業や鉱業を中心に化学物質中毒や塵肺症のような典型的な職業病がたくさん発生した。一方、最近ではサービス業の比重が増え、高齢化が進む中で、脳卒中のような脳心血管系疾患と筋骨格系疾患など、作業関連性の疾患がより多く発生している。サービス業の労災予防に集中しなければならないという指摘が少なくない。専門家たちは更に「労災予防活動と雇用創出事業を統合的に進めるシステムを構築する必要がある」と注文している。2011年7月4日 毎日労働ニュース キム・ウンソン記者

■『三星半導体白血病』労災認定闘争4年の回顧／イ・ジョンラン公認労務士

まだ道程は遠いと感じながら、最近あつと言う間に過ぎた4年を振り返ることが多い。恐らく少し前にあった三星半導体白血病の行政訴訟1審判決のせいだろう。6月23日、ソウル行政法院行政14部は、三星半導体の白血病死亡で初めての労災認定の判決を出した。厳密に言えば5人の原告の内2人だけが労災と認定されたのだが、多くの報道機関は『労災認定』自体に焦点を合わせて大々的な報道をした。

被害者と共に労災認定のために苦楽を共にしてきた『半導体労働者の健康と人権守り』(パノリム)の活動家の1人として、この間三星のあらゆる懐柔と妨害、勤労福祉公団の不承認処分、労働部の冷遇にも負けず、

シッカリ耐えてきた被害者たちすべてが、一度に労災認定されなかったのは口惜しい。また、皆が同じような有害環境で働いてきたのに、裁判所が選別的に判断したことも非常に口惜しかった。しかし、2人だけでも労災が認められたことについて、メディアをはじめ多くの人が注目したし、自分のことのように喜ぶ人も多かった。彼らが喜んだ理由はこうだ。「巨人三星を押し倒しましたね」。「きれいだと誤魔化された半導体工場の有害性が公式に認められました」。「4年間の努力がいよいよ希望を見ますね。更に力をもらって2審は完勝！」

勝訴の主人公は故ファン・ユミ氏(死亡当時23才)のお父さんのファン・サンギ氏だ。この方がいなかったら、今のように三星に繕えない亀裂を与え、半導体工場の有害性が世の中に明らかになるのがもっと遅くなったかも知れない。そのためか、この方との初めての出会いは、このように大きなことがある度に思い出す。当時はこれから展開されることを想像することすら難しかったが。

東草でタクシーの運転をするというファン・サンギおじさんに初めて会ったのは、2007年7月だった。おじさんは口惜しさの中で死んだ娘との約束を守るために、あちこちを跳び回りながら色々な人に会ったり、初めて対面した私たちにもどんな話をすべきかを十分に準備してきた人のように、シッカリした眼で一言一言に力を込めて話をした。

「私の娘が罹った白血病は、三星半導体の工場で取り扱った化学物質による産業災害であることは明かです。なぜなら、一緒に働いた2人1組の洗浄作業者であったイ・スギョン氏も白血病に罹って死に、私の娘も白血病に罹って死んだ。白血病は風邪のようにありふれた伝染病ではありません。

これが労災でなければ何が労災でしょうか。それでも三星は個人の病気だと、冗談のように言います。私が病院で娘を看病しながら見ていると、(三星半導体の工場で白血病に罹った人は)22人だけではなく、およそ6人位はいました。三星には労働者を保護してくれる労働組合もなく、管理者などは口を開けば嘘ばかりつきます」。

以後2007年11月に対策委(現在のパノリム)ができ、2011年現在、パノリムに入ってきた被害情報提供、すなわち三星電子の半導体・LCD・三星電気など、先端電子産業の現場で働いて、白血病・脳腫瘍・再生不良性貧血・黒色腫(皮膚癌)・多発性硬化症・ルーゲーリックなど、色々な希少疾患の被害情報提供が130件余りに達する。この内47人はすでに亡くなった。ほとんどが若い20～30代の労働者たちだ。この中で私たちと労災申請を一緒にしている労働者は既に20人だ。

一体この闘いがいつ終わるか、大きなことは言えない。現行の労災保険法令の非常に狭い災害認定基準の問題があり、反労働者的な運営で絶望だけを与える勤労福祉公団と、雇用労働部も問題だ。裁判所もやはり『証拠主義』から抜け出せない限界があり、多くの希少疾患の被害者の涙と苦痛をすべて拭いてくれないケースもある。時々刻々変わっていく先端電子製品の変化の速度と同じように、生産現場の姿も変化するためだ。

しかし真の変化は、決して単に労災認定だけで終わるのではないだろう。職場で人間が死ぬということは、危険を知らせる赤信号だ。安全で健康に働くための必要最小限の条件が作られなければならない。労働者が潜在的な危険を『認知』できなければならず、また危険な現場を統制する集团的な力を発揮するべきだ。2011年7月7日 毎

日労働ニュース

■勤労福祉公団、白血病死亡の三星半導体労働者で控訴／被害労働者、「三星のための控訴か」

勤労福祉公団が白血病で死亡した三星半導体労働者の労災認定判決に、不服として控訴すると明らかにした。

三星白血病被害者と遺族、『半導体労働者の健康と人権守り』(パノリム)は、勤労福祉公団に労災を認められた2人の労働者を相手に、控訴せず労災と認定してくれとして、5日から勤労福祉公団永登浦支社で連座座り込みを行い、7日にはシン・ヨン Chol 理事長との面談で「心を開いて控訴の可否を決める」という返事を引き出していた。

当時勤労福祉公団側は、▲被害者家族が推薦する専門家(医学、法学)を含む専門家の意見を検討、▲被害者家族の意見を最大限に反映して検察に提出・協議、▲7月14日に関連内容を説明する、▲被害者と遺族の苦痛を知り、心を開いて控訴の可否を決める、と約束した。

しかし勤労福祉公団は一週間余りで「開かれた心」をたたんで、控訴すると明らかにした。2011年7月12日 民衆の声 ク・トヒ記者

■三星電子の解雇者パク・ジョンテ氏のうつ病、労災不承認／福祉公団「心理的外傷の原因がない」…パク氏「訴訟する」

三星電子の監視などでうつ病と外傷後ストレス障害になったとして、産業災害療養を申請した三星電子の解雇者パク・ジョンテ氏に対して、勤労福祉公団水原支社が労災療養不承認の決定をした。

13日、労働界によれば公団水原支社は「業務上疾病判定委員会の審議の結果、心理的外傷(ストレス)を誘発するだけの災害また

は災難など、生命の脅威に相応する原因があるとは見られない」として、12日に朴氏に不承認を通知した。公団は「性格的な特性と対応の仕方など、個人的な素因が有意に関与した可能性が高く、申請傷病と業務との相当因果関係が認められない」とした。

パク氏は2008年から三星電子の労使協議会の委員として活動し、使用者側と頻繁な衝突を起こし、昨年8月にはうつ病の診断を受けて1ヶ月間精神病院に入院した。当時パク氏を治療した聖ビンセント病院は「うつ病の原因は会社の業務、特に労使協議会活動に対する実質的な制裁から誘発された」として、「(使用者側との)頻繁な摩擦と葛藤が傷病を増幅させた重要な原因」と診断した。退院後のパク氏は転職措置・職務待機と、いわゆる『いじめ勤務』に苦しめられ、昨年11月には労組設立を訴えた文章をインターネットに載せて直ちに解雇された。パク氏は公団の不承認決定には「行政訴訟を提起する」とし、「三星電子白血病被害者・遺族と一緒に最後まで闘う」と話した。2011年7月14日 毎日労働ニュース キム・ウンソン記者

■『職場内セクハラで精神疾患』労災認められるか／現代車牙山工場の解雇労働者、労災療養申請に

会社側管理者の常習的なセクハラと言葉による暴力でうつ病になった労働者が、業務上災害と認められるか。現代自動車牙山工場で構内下請け労働者として働き、使用者側の管理者2人の常時的なセクハラの事実を暴露したという理由で解雇された女性労働者パク・某(45)氏が、22日勤労福祉公団に労災療養申請を出すことにし、結果が注目される。

19日、金属労組によると、パク氏は適応障害と混合型不安うつ障害の症状を示し

ていると伝えられた。チン・ソンフン精神科専門医はパク氏の診断書に「患者は職場の上司による持続的なセクハラと暴言によって精神的ストレスが激しくなり、現在はセクハラ場面が回想されたり、簡単に驚く症状、不眠・憂うつ・不安症状を訴えている」。「心理的な安定と薬品治療、症状の観察が要求される」と記載している。

一般的に業務上災害が認められるためには、疾病と業務の関連性が認められなければならない。今回の場合、パク氏が病んでいいる精神疾患が職場内の管理者によるセクハラが原因か、という点がカギになると思われる。最近日本では、職場の上司からセクハラにあったあげく、精神疾患に罹った女性派遣労働者が労災を認められて注目された。間接雇用労働者に対するセクハラ事件という点から見れば、パク氏の場合と似ている。日本政府は該当女性労働者の疾病を「業務が原因」として、休業補償金を出すことにした。

韓国内でも職場内のセクハラが労災と認定されたケースがある。セクハラ事件が労災と認定された初めての事例は、2000年に釜山のセマウル金庫の女子職員イム・某氏が、上司から性暴行されて負った全治3週間の傷が労災と認定されたケースである。セクハラに伴う精神疾患が労災と認められたこともある。勤労福祉公団の関係者は「職場の中で広がるセクハラや、訪問販売員のように、会社の外で仕事をする労働者が外部の人からセクハラによって精神的ストレスに曝露する場合、うつ病など様々な傷病を伴うことがある」とし、「こういうケースでは、労災と認定された事例がある」と話した。2011年7月20日 毎日労働ニュース ク・ウネ記者

(翻訳：中村猛)

前線から

不十分な石綿ばく露歴調査で不支給 処分見直しを申し入れ

北大阪

中皮腫で療養中のKさんは石綿健康被害救済法による認定を受けて救済給付を受けている。

ただし、仕事で石綿にばく露したという記憶から労災請求していたところ、担当の北大阪労基署は今年1月31日付けで不支給処分を行った。

ご家族から安全センターに相談があったため、Kさんとご家族から詳しく事情を聞くことになった。

Kさんは自営の期間を含めて、主として溶接工として現場作業に従事してきた。石綿を使用した作業として思いあたるものは、自営でK溶接工作所をしていたときに小豆を煮る鍋の周囲にニチアス製の断熱材を使っていたことだった。

ご家族によると、労災請求を受け付けた北大阪署

は、本人サイドの調査としては、Kさん本人が療養中で具合がよくないということで本人の聞き取りをせず、アンケート的な報告書と家族からの聞き取りを行っただけだということだった。

安全センターに相談があった時点で、不服審査請求の請求期限を過ぎていたため審査請求ができないので、とにかく、Kさんから直接、仕事の状況を聞くことにした。ポイントは、Kさん本人が意識していないところに石綿ばく露が潜んでいないかということだ。

聞き取りの結果、

1) 溶接作業において、石筆を常用して、材料への書き込みを日常的に行っていた。石筆をとがらすために、日に何度もグラインダーを使用してい

た。

2) 数ヶ月間、近畿車輛（東大阪市）で新幹線車両の内部で溶接作業をしたことがある。

3) 小豆を煮る鍋に断熱材としてアスベストを使用していたことは確かだが、そのときは自営で労働者性がないとみなされる可能性が大きい。

ということがわかった。

石筆には滑石が使用され、これに石綿が混入することがある。滑石を粉末にしたタルクや、石筆の使用に伴う石綿ばく露を原因とする中皮腫の労災認定事例は珍しくない。タイヤ工場やゴム工場でのタルク使用による肺がん、中皮腫、鉄工所でのけがきに石筆を使用した現寸工の中皮腫がある。当センターだけでも数例経験している。

Kさんの石筆の使用は、自営のとき以外の就労期間において10年を超えているので、「原則1年以上」という労災認定要件を満たしていた。

2) については、就労したことは間違いのないが、石綿ばく露については記憶が

なかった。近畿車輛は中皮腫などの石綿労災件数が多く、自社のホームページに「アスベスト問題について」を掲載している (<http://www.kinkisharyo.co.jp/pdf/info/080403.pdf>)。

こうした聞き取り結果を踏まえて、不支給理由の詳細を聞くために、6月20日、ご家族と安全センターで北大阪署の労災課長、担当者と面会した。

労基署の説明を聞いたところ、Kさん本人の聞き取りを実施していないこと、石筆使用による石綿ばく露について想定できておらず本人や事業所調査の中でも一切調査できていないこと、近畿車輛についての調査を行っていないことが確認できた。

いったん不支給決定をおこなった事案であっても、のちの調査であらたな事実が確認できた場合、改めて支給決定を行うことはあり得ることなので、この点に運用について、そうである、という労基署の認識を確認し、その場で、Kさんの件については、至急再調

査の上、支給決定をするように申し入れた。

「検討します」という労基署の回答であったので、預けて帰ってきた。

数日後、「改めて調査する。(石筆使用による石綿ばく露を想定した場合の) 東大阪労基署にあらためて労災請求用紙を提出してほ

しい。」との連絡があり、現在、その線に沿って請求用紙を提出し調査が進められつつある。

Kさんの件は、環境再生保全機構による救済認定事案の中に労災事案が多く潜り込んでしまっているのではないかと強く疑わせる事例といえるだろう。

はつりじん肺損害賠償訴訟 第9回弁論期日報告

大 阪

7月21日は終業式の帰りだろうか、被告代理人のひとりが中学生の子どもを連れてきて傍聴席の後ろの方に座らせていた。親の働いている姿を子どもに見せることは良いことだと思うが、これだけ人のいる大法廷に被告代理人が30人もいると自分の親がどこに座っているのかわからないのではないだろうか。この日はそれほど暑くなかったが、この季節は原告も体力を消耗しやすい。各原告だけではなく、じん肺で療養中のみなさんには食事をしっかりとって夏を乗り切っても

らいたい。

さて、弁論はすっかり静かに進行するようになってしまった。被告からは裁判所からの問いかけに答える者も出てこない。一方原告は、発言はないものの個別原告に関する準備書面が6人分提出されたほか、書証が3件、さらに、総論に関する主張も提出された。

書証のうち、今回最も重要なものは川元秋男さんの陳述書である。今回の訴訟において「はつり」という聞きなれないことばに含まれる広範な作業内容を隅々まで解説し、加えて建築と

建築業のイロハについて私や弁護団に教えてください、元はゼネコンのフジタで現場監督をされていた方である。すべての被告の答弁書や準備書面にも目を通していただき、「施工予定通り工事が行われるので、はつり作業はほとんど発生しない」とか、「風通しがよく、ほこりが充満することはない」という被告の主張に対し、「これはおかしい!」と原告と一緒にあって怒りを示してくれてきた。そして「被告がここまで言うのであれば、自分が出ていくしかない」と、陳述書を用意してくれたのである。その内容は、ゼネコンの監督とはつり工との指揮命令関係、各はつり作業の特徴についてであり、14ページにも及んだ。

さらに総論部分については、トンネルじん肺訴訟の経験がある被告の「はつり作業はトンネル工事と異なるので、安全配慮義務について同じ議論はできない」という主張に対し、「そんなことはハナから言っていない」と、はつりじん肺訴訟として被告の安全配慮義

務を丁寧に論じた準備書面が提出された。たしかにトンネルじん肺訴訟と性質は似ているが、事業内容や作業手順など異なるわけだから、指示・監督関係などがまったくトンネルじん肺訴訟と同じであるはずがないことは言うまでもない。双方ともに共通する内容は、元請が現場を管理し、実質的に使用者なのだからじん肺になった労働者に対して責任をとるべきということ

である。

傍聴席からはわからなかったが、この日はたいへん重要な書面を提出したことになるのではないだろうか。弁護団も今後研究会などを設けて積極的に攻めるための準備をするという。長かった序盤戦も終わり、これから本格的な攻防が始まるに違いない。原告にとってもこれから気の抜けない日々が続くことになるだろう。

次回期日 2011年9月22日(木)

15:00~ (大阪地裁 202号法廷)

終了後、15時30分から労働者弁護団事務所で報告集会も行います。

いそがれる 被災地の粉じん対策 マスク支援プロジェクト

仙 台

仙台は8月の初旬に七夕祭を開催する。われわれの知る七夕とは一月遅れである。今年の七夕祭は鎮魂と復興祈念の思いも重なり、街中で見られる短冊にも、震災で亡くなった方を悼み、かつ未来に希望を持つとうとするものが多かった。

アスベストセンターが8月5日から8日まで主催した「だいじょうぶ?被災地のアスベスト マスク支援プロジェクトからの提案in仙台」では、復興作業で多くの方が現地に入っている中、ガレキ等に含まれるアスベストに曝露しないため

の啓発活動が行われた。

初日は未だにわれわれの身近に存在するアスベストについて、現役大工でもあるアスベストセンターの菅原喜東司さんや、全国規模で再生砕石問題に取り組む斎藤宏さんのお話を伺い、2日目は実際のアスベスト被害について、阪神・淡路大震災の教訓をひょうご労働安全衛生センターの西山和宏さんが、そして地元仙台の医師である広瀬俊雄先生が具体的な疾患についてそれぞれ報告された。また、2日目にはマスクのフィッティングテストも行い、防じんマスクの正しい着用の仕方を実技で学習する機会も設けられた。

被災地では一次仮置き場などすでにガレキが収集さ



佐伯一麦さん（左）と名取医師

れている場所もあり、今回のイベントに先だって、すでにひょうご労働安全衛生センターにはアスベストの危険性について問い合わせが現地から入ったという。問い合わせいただいた方も来場され、またチラシを見た一般の方も含めてマスク着用の勉強まで出来たのはいへん有意義だった。

2日目の晩には現地で支援活動が続ける東北全労協の亀谷保夫さんと交流会が設けられた。亀谷さんは組合員の方を含め多くの方の生活相談に乗っており、教育施設や医療、福祉施設に対する支援が後回しにされている状況を淡々と語ってくれた。

3日目はご自身も若い頃電気工としてアスベストに触れたことのある作家、佐伯一麦さんの講演にはじまり、アスベストセンターの名取先生をはじめとする各分野からの報告からなるシンポジウムが開かれた。参加者はこの日が最も多かったが、初日および二日目に参加していなくても、各専門家からの報告でアスベス



防じんマスク着用の実演

トの危険性は十分に伝わったと思う。

しかし、あまり悠長に構えていられない事態も発生している。すでにガレキの一部が再生材として利用されようとしており、今回も参加メンバーによってアスベスト含有スレートが仙台近郊の再生材置き場から発見された。ガレキ撤去作業に携わった人から再生材を利用する人まで、アスベストに曝露するおそれが現実になってきている。また、津波が運んできた重金属が乾燥し、粉じんとなって人体に影響を与えることを現

地医療関係者が警告している。このような環境で未だに粉じんマスクの着用が徹底されないまま復興作業を続けていては、防げる被害も防げなくなってしまうだろう。

大阪市からボランティアで派遣された知人は、マスクは自前で、正しい着用の仕方など教えてもらえなかったという。ちなみに彼が持って行ったのは花粉症用マスクで、まったく現地では意味をなさない。ボランティアの送出し側でも事前学習を含め、十分な対策をとってもらいたい。

事件（最低賃金以下の残業代）であった。さらに今年6月に入り、同じ事業協同組合の2社が同じく未払い賃金で送検された。自分たちが所属する事業協同組合の理事長が同じことをしていて捕まったのちでも、何一つ改善せず今まで通り未払いで操業を続けてきたわけ、根性が座っているというか、なかなかできないことである。

昨年7月に外国人技能実習制度の改正がなされたものの、現場では何も改善されていない。県労働局も送検に慣れてきたところだが、今までのように自分でも何をやっているかよく理解していない事業主による事件は減り、人材派遣業として活動する事業協同組合が技能実習先の企業で脱法行為の指南を行うようになっていのではないだろうか。

人手不足の鉄工所において働くインドネシア人技能実習生のヌルハディ君は来日1年目に移動式クレーンの作業中に足の骨を折る大ケガをしている。総重量1.5トンになる鉄板の束を

続く外国人技能実習生問題

近畿・中国

和歌山労働局および和歌山労働基準監督署は、毎年のように外国人技能実習生の未払い賃金事件について事業主を書類送検している。2008年にはじめて扱われた事案では、監理団体である事業協同組合の理事長が送検され、芋づる式に協同組合の理事と彼らが代表を務める会社が送検されて

いる。実態を隠そうと保存義務のある労働関係書類をすべて焼却処分した理事もいて、これには手間がかかったらしく最後の最後に送検されていた。

翌2009年にも別の事業協同組合の理事長と当理事長が代表を務める会社が送検される。前年の事件とまったく同じ構図の未払い賃金

移動させた後、クレーンを所定の位置に戻そうと再度トロリを上昇させたところ、積み上げられた鉄板が崩れかかってきた。おそらく外した玉掛けが、鉄板を置いた台が何かにひっかかってしまったのだろう。鉄板を挟んで反対側は見えないので、状況から判断するしかないが、この件の問題は危険な作業であるにもかかわらず一人でさせたこと、さらに安衛法上求められる特別な教育がなされていないことだと考え、事業所と事業協同組合に改善を申し入れた。しかし、事業協同組合は本件について会社に対して何ら指導もせず、唯一手伝ったのは労災隠しであった。そして本人

は「10万円あげたら喜んで本国に帰国した」そうである。

最近入る中国地方からの相談はさらに極端で、未払い賃金の相談であるが、50人程度の日本人に35人の技能実習生が働いているという。普通、この程度の規模の企業であれば年間3人しか受け入れられないにもかかわらず、35人という数字は滅多に見られる数字ではない。同じく中国地方の造船所で働く技能実習生からは仕事の多寡に応じて所属企業が頻繁に替わるという相談があった。本来、技能実習生は決められた一社以外の会社で働いてはいけない。しかし、これらの事案ではいずれも事業

協同組合が受入れ企業の間をめぐって調整しており、後者については入国管理局や国際研修協力機構などの検査の際は事前に技能実習生を集めて受け答えのシミュレーションを行うなど入念に準備をしているという。

介護や医療の現場にすでに参入し、今後は原子力発電所にまで技能実習生が入る時代になるが、基本的なルールも守られていない現状では不安要素が多すぎる。本来の外国人技能実習制度の理念に戻ることはもはや不可能だと思われるが、それでも個別の事案を通して異議申し立てを続けていかななくてはならない。



図解 あなたのまわりの アスベスト危険度診断

中皮腫・じん肺・アスベストセンター〔編〕
1260 円（税込み） 朝日新聞社

怖がっているだけではもういけない！

…アスベストに詳しい民間団体が「建物のアスベスト」について徹底解説。これさえあれば気になるアスベストの危険性が簡易判断できる初めての本です。自宅・学校・会社…気になるあなたに必携の一冊です。

7月の新聞記事から

7/3 東京電力は福島第一原発の構内で60代の運転手が熱中症で意識を失い、トラックが側溝に脱輪したと発表。けがはなく治療で回復した。復旧作業中の熱中症は17人目。

7/6 東京電力は福島第一原発で下請け会社の作業員2人が熱中症になり、敷地内の救急医療室に運ばれた。復旧作業で熱中症は計22人になった。また4号機付近で別の下請け会社の作業員が、階段を踏み外して右ひざに軽いけがを負った。

7/8 日本原子力発電は、定期検査中の東海第2原発の原子炉格納容器内で20代の男性作業員が被ばく線量の限度(2msv/日)を上回る3.3msvを浴びたと発表。

横浜市立大医学部医学科3年の男子学生が、身に覚えのないことで男性教授に土下座させられ頭を踏まれ精神的苦痛を受けたとして、教授に330万円の損害賠償を求める訴えを横浜地裁に起こしていた。学生は3月、市大ハラスメント防止委員会に被害を申し立て4月28日に横浜地裁に提訴した。市大は29日教授を停職3か月の懲戒処分に、医学部長も管理責任を問われ戒告とした。

7/9 福島第1原発で協力企業の男性作業員2人が熱中症に、3人が熱中症の疑いとなったがいずれも回復。また「Jヴィレッジ」で交通整理していた20代の男性作業員が熱中症で入院した。

警察庁の統計速報値によると、4~6月の福島県内での自殺者は160人。昨年同期と比べ岩手県(105人)、宮城県(130人)が減ったのに対し、福島は約2割増えている。

7/11 東京電力は福島第一原子力発電所の事故で、最終的に6人が緊急時上限の250msvを超えたと発表。全員東電社員で最高値は678msvだった。

航空自衛隊浜松基地の3等空曹(29)が自殺したのは先輩隊員のいじめが原因として、遺族が国と先輩隊員に損害賠償を求めた訴訟の判決が静岡地裁浜松支部であり、「先輩隊員の行為と自殺には因果関係がある」と国の責任を認め、国家賠償法に基づき、国に総額約8000万円の支払いを命じた。ただし上司の安全配慮義務違反は認めなかった。3等空曹は入隊した95年以降、先輩隊員から暴行や暴言を受けつつ状態となり、05年11月自殺した。浜松基地は06年先輩隊員を停職5日の懲戒処分。25日防衛相は控訴せず謝罪した。

7/12 大阪労働局が過去に過労死認定した企業名を開示しなかったのは不当として、「全国過労死を考える家族の会」代表、寺西笑子さんが国に不開示処分の取り消しを求めた行政訴訟の最終口頭弁論が大阪地裁であった。判決は11月10日。

福島第1原発の集中廃棄物処理施設で5月、作業中に心筋梗塞で死亡した配管工大角信勝さんの妻でタイ国籍のカニカさんが、「医療体制が整っておらず、適切な治療を受けられなかった」として横浜南労基署に労災申請する。

7/13 厚生労働省は福島第一原子力発電所の事故で、4月中旬に作業した作業員の被曝状況を発表。計3254人のうち、50~100msvの被曝をした可能性のあるのは10人。ほかに20~50msvが96人、10~20msvが279msv人だった。

福島第1原発の復旧作業に従事した作業員の被ばく線量検査で厚生労働省は、3~4月に作業に従事した協力会社などの作業員のうち132人

の身元が特定できていない。同省は東電に身元の特定と検査を急ぐよう指示し、協力会社のうち元請け22社にも今後直接指導する。同省労働基準局計画課などによると、3月に復旧作業に携わった約3800人のうち14人の身元が不明。4月の作業員約4600人では身元不明は118人。

7/15 浜岡原子力発電所の5号機で5月、停止作業時に原子炉内に海水5tが流入した問題で、中部電力は配管の亀裂など複数の原因が重なって生じたと発表した。「復水器」で、配管のキャップが壊れて水が噴き出した影響で、細管45本が破損、このため海水約400tが復水器に流入した。

東日本大震災で勤務などに死亡し労災保険の遺族補償の支給を決定した件数が、岩手県269人、宮城県636人、福島県79人などとなり、全国で計1001人となった。申請件数は計1337人。岩手の死亡による申請件数は341人。また負傷による療養補償や休業補償の申請は78件あり、支給決定は68件。宮城で死亡は851人。負傷は230件、支給は216件。福島で死亡は124人。負傷は100件で、支給は88件。

7/16 緊急炉心冷却装置系統の「蓄圧タンク」の圧力が下がり、タンク内の窒素が弁から漏れたトラブルがあった関西電力大飯原発1号機で関西電力は出力の降下作業を続け、同日夜に手動で原子炉を停止した。再稼働に当たっては停止中の他の原発と同様、安全評価の「1次評価」が必要になる見通しで、停止の長期化は避けられない。

7/21 福島第一原子力発電所で3月と4月に働いたが所在不明の作業員は増加し198人に。厚生労働省は、東京電力に今年29日までには作業員を特定し、被ばく量の検査を終えるよう求めた。

7/27 原子力安全・保安院と東京電力は、福島第1原発事故の作業員のうち、事故収束までの高線量被ばく者数の3月下旬時点での試算を発表。50msv以上100msv未満が約1680人、100msv以上が約480人。試算は保安院の指示を受け、東電とメーカーの東芝、日立製作所の計3社が実施し、保安院に結果を報告。厚生労働省の内部文書内に「経産省によると50msv超は約1600人」との記載があることが市民団体の情報公開請求で明らかになったため発表した。これまで公表しなかった理由について保安院の原子力災害対策監は「個別の企業情報が含まれているため」と説明。内部文書の開示を受けた「全国労働安全衛生センター連絡会議」の飯田事務局次長は「隠していたとしか思えない」と批判。東電によると、今月13日現在、100msv以上の被ばくは東電と協力企業の計111人。

7/28 福島第1原発事故の作業員の被曝線量について、経済産業省原子力安全・保安院が厚生労働省に対し、平常時の線量限度の枠外で扱うよう文書で要請していた。保安院が文書を公開。放射線業務従事者の被曝線量は通常、年間50msv以内で、かつ5年間で100msvが上限。保安院は4月1日、緊急作業が終わっても、他の原発での定期検査などで最大約3500人の「熟練技術者」が必要となり、結果として1000~2000人の「熟練技術者」が不足するなど強調。一方、作業員の安全性については、国際放射線防護委員会(ICRP)の勧告を引用し、「生涯線量1svを順守する」とした。